

住宅・建築物アスベスト改修事業の概要

○ 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)

- ・アスベスト含有調査等に係る補助（定額補助（上限25万円/棟））
- ・アスベスト除去等に係る補助
 - 公共実施：1/3以内
 - 民間実施：地方公共団体1/3以内、国1/3以内（地方公共団体の補助額を超えない範囲）
 - 合計2/3以内

◇補助対象

補助対象	調査	除去	
吹付けアスベスト	○	○	建築基準法の 規制対象 (告示第1172号)
アスベスト含有吹付けロックウール	○	○	
アスベスト含有吹付けバーミキュライト(ひる石)	○	—	建築基準法の 規制対象外
アスベスト含有吹付けパーライト	○	—	

◇交付対象事業：令和7年度末までに着手したもの

〔 市町村有建築物は、小規模建築物を含むアスベスト調査台帳整備している
地方公共団体管内に存するものに限ることとし、令和5年度末までに着手したもの 〕

◇補助制度創設市町村

- ・調査：大阪市、堺市、豊中市、池田市、門真市、箕面市、吹田市、高槻市、東大阪市、八尾市、泉南市、阪南市（12市）
- ・除去：大阪市、堺市、豊中市、池田市、門真市（5市）